

# 新たな裁判手続の創設及び 特定の通信ログの早期保全に係る論点

---

2020年9月30日  
事務局

## 中間とりまとめにおける検討課題① 新たな裁判手続の創設

### 検討課題

- 発信者情報開示の場面では、一般的に、2段階の裁判手続を経て、その後、特定された発信者への損害賠償請求訴訟を行うという、3段階の手続を経る必要がある。特に発信者情報開示のプロセスに多くの時間・コストがかかることは被害者にとって負担となっており、場合によっては権利回復のための手続を断念せざるを得ないことがある。

### 中間とりまとめにおける記述

- 例えば、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要がある。
- 発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて、非訟手続等として、被害者からの申立てにより、裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新たな裁判手続）を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めることが適当である。

## 中間とりまとめにおける検討課題② 特定の通信ログの早期保全のための方策

### 検討課題

- 発信者情報開示の場面において、アクセスプロバイダが保有するIPアドレスなどのログが請求前に消去されてしまう場合がある等のため、発信者の特定に至らない可能性がある。

### 中間とりまとめにおける記述

- 権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。
- 当該仕組みの導入に向けて、法改正を視野に制度設計の具体化に向けた検討を深めていくことが適当である。その際、前述の新たな裁判手続との関係にも留意が必要である。

## 論点

- 前述の課題を解決するために、新たな裁判手続（非訟手続）の創設の検討に当たっては、その利点と課題を整理する必要があるのではないか。

## 中間とりまとめにおける記述

「訴訟手続に代えて非訟手続とした場合の利点としては、非訟手続には柔軟な制度設計が可能であるという特徴があることから、制度設計次第で、例えば、

- ① 現状では、発信者を特定するためには、一般的に2回の裁判手続を別々に経ることが必要とされているところ、これを1つの手続の中で行うプロセスを定めることが可能であり、これにより円滑な被害者の権利回復を実現できる可能性があること
- ② 特定のログを迅速に保全可能とする仕組み（後述）を発信者の特定のプロセスと密接に組み合わせた制度を実現することが可能であり、これにより、ログが消去されることにより発信者が特定できなくなるという課題を解消するとともに、発信者の特定のための審査・判断について、個々の事案に応じて、短期間で迅速にも、時間をかけて丁寧にも行うことができるようになること
- ③ 上記のとおり1つの裁判手続の中で発信者を特定するプロセスにすることで、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダがともに適切に発信者の権利利益を確保する役割を果たすことができるほか、プロバイダと発信者の間の利益相反があるケースなど、プロバイダが適切に発信者の利益擁護を行わない場合においても、必要に応じて発信者による裁判手続への関与を可能とするような措置を講じる等により（後述）、発信者の手続保障を十分に確保する仕組みを新たに設ける余地もあること
- ④ 申立書の送付を送達よりも簡易な方法によることができるものとすることにより、特に海外事業者に対する迅速な開示手続となりうること（後述）  
等が挙げられる。」

## 中間とりまとめにおける記述

「非訟手続においては、原告と被告という対審構造や裁判手続の公開が原則とはされていないこと、既判力がないことなどの特徴があることから、制度設計次第では、

- ① 現行の発信者情報開示訴訟とは異なる当事者構造となることにより、あるいは、発信者側の主張内容が裁判手続に十分に反映されないことにより、適法な情報発信を行う発信者の保護が十分に図られなくなるおそれがあり得ること
  - ② 裁判手続の取下げや紛争の蒸し返しが比較的容易であり、また、それが外部から見えにくい等により、手続の濫用の可能性があり得ること
- 等が挙げられる。」

## これまでの主な意見

- 非訟手続は制度設計に自由度が高いため、これまで懸案だった海外事業者への送達の問題やログの保存の問題などが解決されるかもしれず、使い勝手のいい制度になるのではないかと期待も持てる反面、きちんとした制度設計をしなければ、一方の当事者の利益を大きく損ねる危険と背中合わせであると感じている。本来であれば、予想される様々な危険性について、多角的に検討して問題点を一つ一つ潰していく必要がある。【若江構成員・第4回】
- 現在の発信者情報の開示の在り方に様々な問題があるということは恐らく争いが無いところであり、現在の制度をどのように改善したらよいか示す必要はある。現在の制度を維持しつつ改善するのであれば、どのような方法があるのか、その課題は何かを明らかにした上で、それと非訟手続という新しい制度を導入する場合とを比較検討するといったことが今後必要。【鎮目座長代理・第4回】
- 訴訟手続に代えて非訟手続とした場合のメリットと懸念される問題点について、それを箇条書にしたうえで、そして発信者の適法な表現の保護に対する影響やプロバイダの負担についても分析した上で記載することが望ましい。【大谷構成員・第4回】
- ✓ 発信者情報開示制度は、誹謗中傷対策以外にも利用され得る一般的な制度であり、法制度全体の公平/公正性の観点から、他に非訟手続に依拠している法令(借地借家法、会社法、家事事件手続法等)との平仄も踏まえて、慎重に検討する必要がある。例えば、発信者の権利利益を保護する観点からは、仮に非訟手続に基づく開示が行われることとなったとしても、抗告等の不服申立て手段等が付与される等、発信者情報開示の特性に即した適正な手続が保障されることが望ましい。【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構 意見募集】
- ✓ 非訟手続にも様々な類型があるが、少なくとも一方当事者のみの意見に拠って他方当事者に法的義務を課すような制度の導入はすべきではない。【個人 意見募集】
- ✓ 発信者情報開示請求における争点は、問題となる表現行為の公益性(名誉毀損であれば公益性および反真実性、プライバシーであれば公益性とプライバシー権との比較衡量)という、まさに公開の法廷で公に議論すべき事項であり、これを非訟手続において決することは事柄の性質上相当ではない。【個人 意見募集】

## 検討すべき論点

- 新たな裁判手続（非訟手続）を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めていくにあたっては、以下のような論点について検討を行うことが必要ではないか。

- ①：裁判所による命令の創設  
（ログの保存に関する取扱いを含む）（←第2章3. ログの保存に関する取扱い）
- ②：新たな手続における当事者構造（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 ア）
- ③：発信者の権利利益の保護（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 ア）
- ④：開示要件（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 イ）
- ⑤：手続の濫用の防止（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 ウ）
- ⑥：海外事業者への対応（←第2章4. 海外事業者への発信者情報開示に関する課題）
- ⑦：裁判外（任意）開示（←第2章5. 裁判外（任意）開示の促進）

（注）←に中間とりまとめにおいて対応する部分を示した。

## 論点

- 新たな裁判手続（非訟手続）として、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスとしてどのようなものが考えられるか。
- 上記プロセスの中に、特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みをどのように導入することが考えられるか。

## 中間とりまとめにおける記述

（新たな裁判手続きの必要性）

「例えば、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要がある。」（再掲）

（ログの保存に関する取扱い）

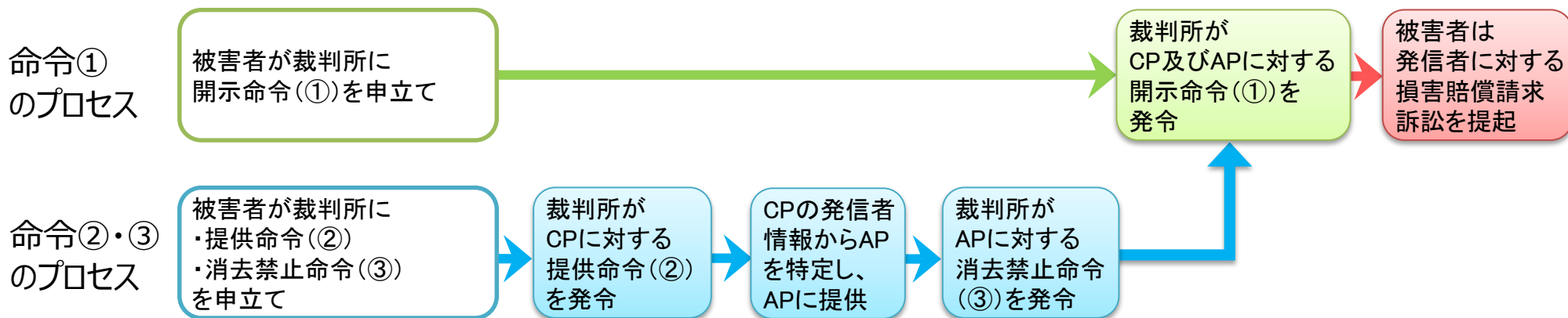
「権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。」（再掲）

「具体的に、例えば、①発信者を特定する手続と、②特定された発信者情報を開示する手続を分割し、①について、発信者情報を被害者に秘密にしたまま、コンテンツプロバイダに迅速に発信者情報を提出させ、アクセスプロバイダにおいて発信者を特定し、当該発信者情報を保全しておくプロセスを設けるなど、早期に発信者情報を特定・保全できるようにする仕組みを設けることが考えられる。」

## 新たな裁判手続（非訟手続）のイメージ

裁判所が、被害者からの申立てを受けて、新たな裁判手続（非訟手続）として、以下の3つの命令を発することができる等の手続を創設することが考えられないか。

- ①コンテンツプロバイダ（CP）及びアクセスプロバイダ（AP）等に対する発信者情報の開示命令  
→決定手続による開示判断が可能になる  
※CPの発信者情報からAPを早期に特定し、APとCPの審理をまとめ、1つの開示判断で開示可能になる
- ②CPが保有する権利侵害に関する発信者情報を、被害者には秘密にしたまま、APに提供するための命令
- ③APに対して、CPから提供された発信者情報を踏まえ権利侵害に関する発信者情報の消去を禁止する命令  
→APにおいて、権利侵害に関する特定の通信ログを早期に確定し、開示決定まで保全することが可能になる



## これまでの主な意見

### <1つの手続>

- 現在の発信者情報開示請求は、発信者に損害賠償請求するまでに3回手続が必要であり、若干制度疲労を起こしていると思うので、発信者の利益を考えた上で、3回の手続を少なくする方向で新たな裁判手続について積極的に考えていくべき。【上沼構成員・第3回】
- 手続の迅速化については、ログの保存期間超過によって最終的に被害者の救済が図られなくなるという問題があるからだと思うが、ログを保全するための仕組みが実現できるのであれば、事実関係の調査に十分な時間を尽くす証明の手続として新たな制度を設計していくことが望ましいのではないかと。【大谷構成員・第3回】
- 発信者情報開示請求については、1回の手続で解決すべきだという問題意識だと思うが、インターネット上の権利侵害の事件については、まさに憲法上の人権が直接問題になる紛争であり、発信者情報も一度開示してしまうと取り返しがつかなくなるという問題があるため、その1回の手続については少なくとも訴訟手続でしっかりと審理する必要があるのではないかと。【北澤構成員・第3回】
- 特定電気通信は掲示板管理者経由でなされるが、本来は発信した瞬間から世間に向けての1対多の通信だと思うので、その通信に関する紛争解決手続が何らかの形で1回の手続にして、証拠の保全も含めて効率的に行うことがよい。【丸橋構成員・第3回】
- 開示をめぐる司法手続の簡素化が強調されているが、開示をめぐる手続は、発信者の情報を特定する段階と開示の可否を判断する段階とで分けて考えることが大切であり、前者については迅速化を図りつつも、後者については従前どおり慎重に判断する制度にすべき。【若江構成員・第3回】
- 新たな裁判手続を検討するにあたり、慎重な検討が必要であるが、現状、既に起こっている障害をどのように解決するかという視点も必要であると思う。ただ、検討するにあたって、実効性も含めて検討が必要。特に、1つの手続で発信者情報の開示を受けようとする、発信者の情報を持っているアクセスプロバイダからの情報をどのように吸い上げるかということが重要であるが、私の考える範囲では、うまく吸い上げる方法が難しいと思われるため、新しい手続を検討されるのであれば、実効性も含めて御検討いただきたい。【上沼構成員・第4回】
- 新制度がどういう考えに基づいているかという点、仮処分と本案訴訟の現行の2回の手続を1回で解決できないかという問題と、ログの保存期間の問題の2点を解消するという問題意識があると考えており、この2点を解消するための制度であれば、総論的には賛成。ただし、非訟手続の場合、これらは解決できるが、例えば今まで訴訟手続で匿名性を失うという制度であったものが、今度は訴訟よりも軽い手続で開示がされることになり、今よりも匿名性が失われやすくなる可能性がある。【北澤構成員・第6回】
- ✓ 発信者情報開示の段階で2回の裁判手続が必要になる場合、証拠や主張などに重複する部分も多いと考えられ、発信者の意見を適切に反映するなどの手続保障を前提に、同じことの繰り返しを排除するなど、改善の余地は十分あると考える。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 意見募集】
- ✓ 法改正により新たな裁判手続を創設することが適当であると判断された場合には、その制度設計においてコンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ各々の固有の義務や責任分界を明確にすることが必要。【KDDI株式会社 意見募集】



## これまでの主な意見（続き）

### <ログ保全>

- 発信者情報開示請求は、過去に行われた権利侵害についての責任追及のために行使されるという側面があり、ログを早期かつ確実に保存することさえできれば、開示の可否については慎重に判断することが可能だと思う。そのため、発信者特定の手続とそれを開示する手続を分割し、特定情報は秘密にしたままログを保存する仕組みができれば、発信者に対する手続保障のレベルを下げることなく、被害者の救済が実現できるようになるのではないかと思う。【若江構成員・第4回】
- ✓ インターネット接続サービスの提供形態が多段化し、アクセスプロバイダが発信者情報を保有していないケースが増加している現状を踏まえると、発信者特定の実効性を確保する観点から、エンドユーザ（発信者）との直接の契約関係にあるサービス提供事業者が保有する情報の開示等も含めた制度設計を検討いただくことが重要と考える。【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 意見募集】
- ✓ 特定のログを迅速に保全可能とする仕組みとして、実体法上のログ保存請求権を創設することを検討してはどうか。また、本件仕組みを検討するにあたっては、必ずしも新たな裁判手続きの創設が前提となるものではなく、既存の仮処分手続において、実体法上のログ保存請求権を行使することが可能になれば、これまで通りアクセスプロバイダに対する訴訟に至るまでの時間的懸念を払しょくすることができることについても留意し、検討を進めていただきたい。【ヤフー株式会社 意見募集】

## 論点

- コンテンツプロバイダの発信者情報からアクセスプロバイダを特定する作業は、どのような主体が行うことが想定されるか。例えば、コンテンツプロバイダや裁判所が特定作業を行うと想定した場合、それぞれの利点・課題は何か。
- アクセスプロバイダの特定に関して、技術的な課題は何か。

## これまでの主な意見

- 裁判所による提出命令の創設を考える際、コンテンツプロバイダの負担を考慮する必要がある。実務上、作業量が膨大なケースや、ログの特定作業がかなり難しく特定できないケースもあるので、請求者側の弁護士に頼らず、コンテンツプロバイダのみでどうやって特定していくのかは注意して検討しなければならない。【北澤構成員・第6回】
- 迅速なログ保全のためには、コンテンツプロバイダが開示判断を争うべきだと考えているときでも、ひとまず、アクセスプロバイダの特定に資する情報の確保や提供は先行して行い、実際の開示判断については、十分に主張し、審理を尽くした上で手続を進めることが可能となるような順番でフローを考える必要がある。提供命令の発令に時間がかかるとログが消去されてしまうため、アクセスプロバイダとコンテンツプロバイダ間をスムーズに連結する流れを併せて考えなければいけない。【大谷構成員・第6回】
- 提供命令と消去禁止命令の発令要件をどういう形で考えるのかということが非常に重要な問題。現在の仮処分よりも迅速な形で判断し、命令が発令できるような要件立てを考えていく必要がある。【垣内構成員・第6回】
- 裁判所がコンテンツプロバイダに対してアクセスプロバイダの特定を命令するという点について、コンテンツプロバイダの負担が増える可能性がある。非訟手続であれば、裁判所において、専門委員を選任するなど何らかの外部の知見も取り入れたりすることもできるのではないかと。【北條構成員・第6回】
- 裁判所に専門委員を設置する場合、専門性が高いため全国に設置するのは難しいかもしれないので、特定の裁判所に設置するような体制を整える必要がある。【大谷構成員・第6回】
- アクセスプロバイダをどうやって特定するのかという点が非常に重要。ただし、専門委員の設置に関しては、従来の専門委員の役割は、訴訟等の場合、争点整理等との関係で裁判所を補助することであり、鑑定人のような形で評価を下してそれを直接裁判に使うというようなことは、必ずしも専門委員に期待されていたことではない。この手続においてアクセスプロバイダの特定そのものを行う場合、従来考えられてきた専門委員よりもさらに踏み込んだ形での関与ということになるので、少し検討が必要。【垣内構成員・第6回】
- ログ保存の確実性を優先するために、提供命令と消去禁止命令について、従来よりも要件を緩和して迅速化を図ることには賛成だが、その後の開示命令については、必ずしも非訟を前提としてということではなく、訴訟の可能性も捨て去るべきではない。決定手続の中で民事訴訟法を準用して審理を尽くすというやり方もあり得るのではないかと。【若江構成員・第6回】

# ①：裁判所による命令の創設（各論）

## これまでの主な意見（続き）

- 最終的な被害回復である損害賠償請求のための前段階の手続である開示決定までは迅速に行うということも非常に重要な価値であり、そこに大きな負担や時間がかかるということは望ましくないというのは十分理解できる。反面、発信者情報開示が、表現の自由との関係やプライバシーの関係などの重要な価値に関わる部分もあるため、最終的な開示決定に関して、ある程度慎重な判断がされるべきであるという考え方も非常によく理解できるため、どこでバランスを取ればいいのか非常に悩ましい。【垣内構成員・第6回】
- 最終的な開示命令について、コンテンツプロバイダが持っている発信者を特定するための手段として用いられた通信に関する様々な情報を全て開示するのか、それとも、発信者の氏名住所等の発信者の特定に直接役立つものだけを開示するのかという点は考慮の対象。【垣内構成員・第6回】
- 提供命令と消去禁止命令については、ログが消去されるおそれがあるために迅速に発令する必要があるとあり、発信者を特定できる情報が請求者側に開示されるわけではなく、発信者側の不利益も限定的なので、簡易迅速な手続を導入すべきであることは理解できる。他方で、【資料6-2】6頁の仕組みを前提とすれば、開示命令について判断する際にはすでにログが保全されているのだから、開示命令については、訴訟手続等のより慎重な手続で行い、十分な審理の機会を保障することも選択肢として考えられるのではないか。【栗田構成員・第6回】
- 「開示命令のプロセス」と「提供命令・消去禁止命令のプロセス」では、簡易迅速な手続の必要性と発信者に与える影響の点で質的な相違がある。「提供命令・消去禁止命令のプロセス」では、一面ではログが消去されるおそれがあるために迅速に命令を発する必要があるとあり、他面では発信者を特定できる情報が請求者に直接開示されるわけではないため簡易な手続によっても大きな問題はない。これに対して、「開示命令のプロセス」にはこれらの点は当てはまらない。したがって、「命令①のプロセス」と「命令②・③のプロセス」は分けて論じるべき。例えば、前者については、簡易迅速性よりも十分な審理の保障を優先することも考えられる。【栗田構成員・第6回後意見】
- 最終的な裁判所の開示命令について、裁判所の判断の検証可能性が必要ではないか。現状でも、仮処分段階のものは公開されないため、どのような判断で開示が認められているのか確認しづらい。権利侵害の明白性を裁判所がどう判断しているのかは検証ができる必要があると思うため、公開を前提とする訴訟としての道を残したほうがよいかも。【上沼構成員・第6回】
- 開示命令のプロセスについて、コンテンツプロバイダのみに対する開示命令を求めて、コンテンツプロバイダから情報の開示を受けて一度手続を終わらせ、その後改めてアクセスプロバイダに対して開示命令を申し立てるという方法のほうが、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダへの開示手続を1つにするよりも、手続が迅速になる場合があるのではないか。【清水構成員・第6回】
- 開示命令のプロセスに関する迅速性については、発信者が誰かわからない状態でも可能であるコンテンツプロバイダに対する送信防止措置請求など、損害の拡大を防止する他の方法との関係も考えた上で検討する必要がある。【栗田構成員・第6回】
- 提供命令と消去禁止命令について、コンテンツプロバイダが提出したIPアドレスによって特定したアクセスプロバイダが海外事業者であった場合などについて議論がされていないのでもう少し検討しなければならない。【北條構成員・第6回】
- ①CPがログイン時IPアドレスとして複数のAPが保有するIPアドレスを裁判所に開示した場合、複数のAPを一緒の手続に参加させるようにするのか。②CPがログイン時IPアドレスとして海外のAPが保有するIPアドレスを裁判所に開示した場合、海外のAPを一緒の手続に参加させるようにするのか。③CPがログイン時IPアドレスとして複数のAPが保有するIPアドレスであり、そのうちいくつかは海外のAPが保有するIPアドレスを裁判所に開示した場合、海外のAPを一緒の手続に参加させるために、海外のAPからの回答を待つ必要があるとあり、国内のAPが参加しているにもかかわらず、回答待ちの期間が増えることにならないか。④CPが投稿時IPアドレスやログイン時IPアドレスに加え、(SMS認証に使用した/使用していないにかかわらず)国内の携帯電話会社や固定電話会社の管理する電話番号を保有していた場合、電話番号を保有する電気通信事業者も一緒の手続に参加させるようにするのか。【北條構成員・第6回後意見】

## ②：新たな手続における当事者構造

### 論点

- 新たな裁判手続における当事者構造をどのように設計すべきか。
- 現行制度と同様に、プロバイダが直接的な当事者となり、発信者への意見照会により発信者の権利利益の確保を図る構造を維持することが適当ではないか。

### 中間とりまとめにおける記述

「この点、発信者情報を保有しているのはプロバイダであることから、新たな裁判手続のプロセスにおいても直接の当事者となるのはあくまでプロバイダであることに変わりはないが、プロバイダは、契約上又は条理上発信者の権利利益を守る責務を有していると考えられることから、新たな裁判手続の中においても、発信者の権利利益がその意に反して損なわれることのないよう、原則として発信者の意見を照会しなければならないこととし、発信者の意見が開示判断のプロセスに適切に反映されるようにするなど、発信者の権利利益の確保を図ることとするのが適当であると考えられる。」

## ②：新たな手続における当事者構造（続き）

### これまでの主な意見

- 新たな裁判手続については、最初の段階では発信者が誰かということが分からない前提で手続を進めていくということになるので、情報を直接持っているのはプロバイダ側であり、やはり何らかのプロバイダが当事者的な形で関与する手続ということにならざるを得ないと思う。【垣内構成員・第3回】
- プロバイダを一方当事者にすることが、発信者情報開示制度が適切に機能していない一因ではないかという指摘があるが、現在の開示実務ではプロバイダが匿名の表現者のために防御活動をしている、言わば匿名者の防波堤のような立ち位置に立っているような側面があり、こういった防御活動によって、現行制度で必要以上に表現を萎縮させていないというバランスが保たれている側面は否定できない。【北澤構成員・第3回】
- 現在の制度については、プロバイダ側が事実関係までも含めた調査を重ね、発信者の権利のために裁判で主張してくれているからこそ、開示請求の仮処分でもある程度の割合で却下されているが、新たな裁判手続によってプロバイダの防御を剥がしてしまうということは、実質的に匿名表現の自由の保護レベルを下げることになるのではないかという不安があり、発信者の手続保障という点についてかなり懸念。【若江構成員・第3回】
- 開示命令について、基本的にコンテンツプロバイダとアクセスプロバイダと一緒に手続を進めることになると思うが、どちらがどのように意見照会を行うのか、整理が必要ではないか。【北澤構成員・第6回】
- アクセスプロバイダに発信者の代弁をさせるのは厳しいと思う。現状、真面目なアクセスプロバイダが事実上代弁しているが、代弁を義務として負担を重くするのは無理がある。新たな手続における当事者構造を考えるに当たって、発信者への意見照会を裁判所が行うという構造にもできるはずなので、アクセスプロバイダは裁判所の照会をリレーするだけにして、逆に負担を軽くするほうがよいと思う。【丸橋構成員・第6回】
- 当事者構造について、非訟手続という性質上、双方が対立的になる必然性はないが、現在検討しているのは、プロバイダに対して開示の義務を課すという手続のため、プロバイダの手続保障という意味でも、プロバイダを当事者とすることが望ましいのではないか。【垣内構成員・第6回】
- 実際には特定に必要な情報や様々な事実関係について承知しているのはもっぱら申立人とプロバイダであり、裁判所が全て職権で解明するのは難しい。非訟事件手続法において、当事者には審理に従って誠実に手続を遂行すべきであることや、迅速な審理や裁判の実現のために事実の調査等に協力するといったような責務が規定されているため、実際に特定に必要な情報や事実関係について承知しているプロバイダをに当事者として必要な資料等の提出を行わせることは必要。【垣内構成員・第6回】
- ✓ 現状の仕組みとして、プロバイダが相手方として関与し、投稿者への意見を聞きつつ、証拠の不足や法律上疑義がある点について指摘をすること等によって、申告者からの濫訴的訴訟があった際に、不当な開示を防止する機能を果たしている。仮にプロバイダの関与をなくす方向のみで検討をすすめると、裁判所において十分な審理がなされず、拙速な判断がなされ、発信者情報開示が不当に増加する懸念がある。現状のプロバイダの果たしている役割を維持できるようにプロセスを構成する必要があることに留意が必要である。【ヤフー株式会社 意見募集】

### ③：発信者の権利利益の保護

#### 論点

- プロバイダを直接の当事者とした場合に、手続の中で発信者の意見を適切に反映するための方策として、どのような観点が必要か。
- 現行制度における発信者への意見照会のほかに、何らかの仕組みが必要か。例えば、発信者が望む場合には追加的に意見を反映させる仕組みとしてどのようなものが考えられるか。また、それを匿名を保持したまま行うためにはどのような配慮が必要か。
- 他方で、裁判所から発信者に直接連絡が行く仕組みを設けた場合、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれが高いのではないか。

#### 中間とりまとめにおける記述

「開示請求を受けたプロバイダは、本来、裁判手続の中で発信者の意見を適切に反映するなど、発信者の利益を適切に擁護する役割を担うことが期待されるが、裁判上の請求に対応する件数の増加等により負担が増し、期待される役割を果たすことが困難になっているなどの課題があることから、こうした課題に対応するため、発信者の利益擁護及び手続保障が十分に確保される裁判手続の実現を図る必要がある。」

「例えば、プロバイダが発信者に対する意見照会を適切に行わないなどの特別な事情がある場合においても、発信者の手続保障を確保できるようにする観点から、発信者が裁判手続に関与することを可能とするような措置などについても検討が必要である。」

### ③：発信者の権利利益の保護（続き）

#### これまでの主な意見

- 発信者についてより直接的な手続保障を何か講ずることはできないかということは重要な課題と考えており、発信者が申立人には知られない形で手続に関与する方法を工夫できないかということが検討課題。【垣内構成員・第3回】
- 従来はプロバイダが発信者の利害を主張する役割を果たしてきたが、著作権侵害など場合によってはプロバイダと発信者の間で利害が対立することもあり得ると思うので、発信者の手続保障を実現するためには、対立構造とはいかなくても、それに準ずるような形で発信者の利害を適切に代弁できる存在が手続に関与することが重要ではないか。【前田構成員・第3回】
- 新たな裁判手続を実現するに当たって、発信者の手続保障の問題と、制度の濫用防止が重要。発信者の手続保障については、プロバイダが発信者の被害を代弁する立場になることが期待されるが、どうやってプロバイダにインセンティブを確保するかが重要。また、決定に対して不服がある場合の不服申立てなどについて、匿名性を担保しながら発信者自身が手続に関与できる仕組みも重要。【前田構成員・第4回】
- 発信者に意見照会をすることによる萎縮効果を心配する意見が相当数ある。現状でも威嚇に使われるケースが指摘されており、発信者関与の方法には注意が必要。【若江構成員・第5回】
- 開示命令のプロセスと提供命令・消去禁止命令のプロセスにおいて、どこで発信者の利益保護を図るのかということが問題。提供命令・消去禁止命令は迅速性が求められることや、発信者の個人情報被害者側に渡ることではないので、この段階における手続保障というのはそこまで高度なものが求められない一方、開示命令に関しては、手続保障を厚くする必要があるため、補助参加に準ずるような形での参加というのも当事者が望めば認めてもよいのではないか。【前田構成員・第6回】
- 最終的な開示の場面では、発信者の利害関係が非常に重大になるため、それをどのような形で手続に反映させるのかという問題は非常に重要。普通であれば、発信者が争う気がないのであれば積極的に手続に関与したいということもないと思うが、発信者が自ら意見を主張したい場合に、それをプロバイダを介する形だけに限定しておくことで本当にいいのかどうかは問題。他方で、本来であれば利害関係参加のような形で発信者が参加人として手続に関係できれば望ましいが、匿名のまま参加人としての手続遂行ができるかどうかは難しい。ただし、書面の提出等については、プロバイダを介在させず、匿名で直接書面を提出するようなことができないか。【垣内構成員・第6回】
- 手続主体としての関与では発信者の権利利益の保護が難しい場合、ほかの方法でこの点を手続に反映させることができないかということが問題になる。発信者情報開示については従来、訴訟あるいは仮処分で行ってきたところ、新しい手続を考える際、決定手続とはいっても非訟事件なのかどうかというのは検討の余地がある問題だと考えている。ただし、発信者の権利利益の保護という観点からすると、発信者自らが実質的には非常に利害関係を持っているにもかかわらず、手続主体としては出てこれないため、発信者の権利利益について裁判所が後見的に配慮するというような観点から、裁判所の職権性が強い非訟事件手続のほうが適切であるという考慮もあり得るのではないか。【垣内構成員・第6回】
- 正当な表現であるときの発信者の匿名性をどう守るかという点から考えれば、当事者構造としては、最初の当事者はコンテンツプロバイダにならざるを得ないと思う。匿名で裁判を受ける権利というのは従来想定されておらず、実質的な利害関係人である匿名の発信者の権利利益を裁判手続として保障することは非常に難しい。現在はその匿名者の利益は意見照会と通信の秘密で事実上守られているので、それをこの新しい裁判手続でも基本的には変える必要はないのではないか。【上沼構成員・第6回】
- もし、もう少し踏み込むのなら似たような制度として、著作権法の118条では、無名または変名の著作物に関して、出版社が自己の名をもって無名または変名の著作者の代わりに権利行使ができる制度があるので、このように匿名の発信者の権利利益をプロバイダが代弁することを制度化することなどが考えられるのではないか。【上沼構成員・第6回】

### ③：発信者の権利利益の保護（続き）

#### これまでの主な意見（続き）

- 匿名で中傷している発信者を特定したいというケースにおいて、現状の意見照会以上に保護する必要があるのか。最終的に身元が特定されたとしても、権利侵害かどうかをさらに争うことができるため、その保障で十分ではないか。【清水構成員・第6回】
- 中傷しているかどうかを判断するのは最終的に裁判所の判断があって初めて分かるため、匿名の発信イコール中傷とはならない点に注意が必要。【北澤構成員・第6回】
- 裁判所が意見照会を行う場合には、裁判記録の中に当事者の住所、氏名が記録されることになるので、實際上難しい。【清水構成員・第6回】
- アクセスプロバイダが意見照会して権利侵害の明白性の立証に資する文書を発信者からもらっても、それを提出すると相手側に発信者の身元を特定されてしまう場合があるという問題があるので、この点について、裁判所側で留め置き仕組みがうまく作れないか。【丸橋構成員・第6回】
- 発信者の権利利益の保護が重要であることについては全く異論はないが、発信者が提供命令や消去禁止命令のプロセスに関与するというをどの程度望んでいるのか。匿名表現の発信者が裁判所に呼ばれること自体が表現に対する萎縮的な作用を持たないのかということが気になるため、発信者の利益の擁護や手続保障と同時に、発信者に対して過度な負担が生じないようにするというような配慮も必要。【鎮目座長代理・第6回】
- 発信者に過度な負担にならないような形で、しかし、関与を積極的に希望する発信者がいるような場合の受皿をどう考えるのが問題。【垣内構成員・第6回】
- 事実上、アクセスプロバイダを介さなければいけないかもしれないが、アクセスプロバイダに意見照会の義務を課すのではなく、裁判所が発信者に対して意見照会をする手続も考えてよいのではないか。他の法令等においては、当事者以外の者に対し意見を徴するという手続の例がある。【栗田構成員・第6回】
- 現行制度では、発信者への意見照会の要否の判断はプロバイダが行うことになっているが、新しい制度の設計に当たっては、意見照会を裁判所が行う制度にすることも考えられる。制度設計に際しては、意見照会の要否をプロバイダが判断したほうがよいのか、それとも裁判所に判断させたほうがよいのかという点についても考慮すべき。【栗田構成員・第6回】
- 発信者への権利利益の保護の一環としての発信者への意見照会が適切に行われるような制度設計が必要。プロバイダの利用規約において、プロバイダが明白な権利侵害があったと判断した場合、個別の意見照会を行わずに発信者情報の開示請求に応じることができることを規定している場合、あるいは発信者の意見照会を行うために必要な情報を保有していないなど実質的に意見照会を行わない場合も考えられるところ、適正な匿名表現を行った発信者がその意に反して発信者情報を開示されないで済むような機会を全体の開示プロセスの中で少なくとも1か所設けることが必要。他方、裁判所からの照会が発信者を委縮させかねないとの見解もあるところ、プロバイダから適切な意見照会がなされた事実がない場合のみ、裁判所からの照会ができる調査嘱託をカスタマイズした制度なども検討してみてもどうか。【大谷構成員・第6回後意見】
- ✓ 「新しい裁判制度下では、原則として発信者の意見を照会する措置を講じる必要がある」とあるが、そのような対応はあくまでも発信者との契約に基づく義務の範囲内で、又は自主的に行われるものであり、発信者との契約の問題として捉えられるべき。【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 意見募集】
- ✓ 「発信者が裁判手続に関与することを可能とするような措置」については、慎重な検討が必要。仮に、申立等の受理後に無条件に発信者に対して裁判所から通知がなされたり、発信者の出頭が求められたりする形となれば、それだけでも発信者にとっては心理的な負担となり、手続き濫用のおそれが生じると同時に匿名表現を委縮させることとなる。【一般社団法人MyDataJapan 公共政策委員会 意見募集】



## ④：開示要件

### 論点

- 新たな手続における発信者情報の開示命令に関して、どのような要件とすることが適当か。
- この点、中間とりまとめに記載のとおり、現行の要件を維持することが適当ではないか。

### 中間とりまとめにおける記述

「円滑な被害者救済を図る観点から、現行プロバイダ責任制限法第4条第1項に定める発信者情報開示請求権の開示要件（「権利侵害の明白性」の要件）について、より緩やかなものにすべきとの考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある。」

### これまでの主な意見

- プロ責法の中に権利侵害の明白性要件が規定されているのは、被害者と発信者の両側の利益を考慮した結果だと思うので、その意味で今後の自由な発言や投稿のことを考えれば、軽々と要件を緩和することには賛成できない。【上沼構成員・第2回】
- 公益に関わることについて、自身に不利益を生じることを恐れて声を上げにくい等の問題が一般に見られているが、企業や個人の社会的評価の低下につながる情報等が発言されることが健全な社会のありようだと思うので、開示関係役務提供者の対応はまちまちであるが、権利侵害の明白性という要件は堅持すべき。プロ責法第3条は、削除の要件について第4条よりも比較的緩やかな要件になっているが、第3条と第4条の区別をつけた立法趣旨は昨今の状況を踏まえても特に変わっていないのではないか。【大谷構成員・第2回】
- 権利侵害の明白性要件の緩和については、解釈論と立法論とを区別して論じる必要がある。とりわけ、立法論として要件を緩和する場合には、開示手続の円滑化にとどまらず、これまで開示を認めるべきではないと判断されていた事例でも開示を認めることになる可能性がある点に留意すべきである。【栗田構成員・第2回】
- 権利侵害の明白性の解釈についても、表現の匿名性の価値を高く評価し、一方の紛争当事者が欠ける中で審理することの難しさを配慮して名誉毀損の成立要件よりも厳しいハードルが課されていると思うので、その考え方を維持すべき。【若江構成員・第3回】
- 実務の現場で権利侵害の明白性の要件を緩めたほうがいいという話は聞いたことがないため、権利侵害の明白性の要件の緩和について、極めて慎重に検討すべきという形で整理をしておいたほうがよい。【北澤構成員・第4回】
- 「匿名表現の自由と通信の秘密の保障レベルを下げないようにすること」及び「非訟手続を創設するために、現行法で、認められているプロバイダ責任制限法4条1項に基づく開示請求権がなくなってしまうと、今より任意開示が減ってしまって、かえって被害者の保護に欠けること」についての議論がされないまま制度設計を先に進めてしまうことについて強く懸念している。新たな裁判手続の創設を既定のものとするのではなく、前記2点に関して問題が生じた際には、再度の見直しも含め、当研究会その他のしかるべき検討会において再度の検討を行うことが必要。【北澤構成員・第4回】
- ✓ 要件の緩和によって、不法行為とならない匿名表現を行った者の発信者情報が開示されることはあってはならない。【エンターテインメント表現の自由の会 意見募集】

### 論点

- 新たな裁判手続の創設に当たって、手続の悪用・濫用（いわゆるスラップ裁判（訴訟））も増える可能性があることから、それを防止するための方策として、どのようなものが考えられるか。
- 他方で、一部の者による手続の濫用防止のための仕組みを設けることで、過度に制度の使いやすさを制約してしまう場合には、被害者救済の観点から問題とならないか。

### 中間とりまとめにおける記述

「具体的には、現行のプロバイダ責任制限法第4条第3項において、発信者のプライバシーが侵害される事態が生じること防止するため、発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報のみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない旨を定めているところ、当該規定をより実効性のあるものとする必要があるとの指摘や、新たな裁判手続において、既判力が発生しない場合における紛争の蒸し返しを防ぐための仕組みや、申立ての取下げの要件についても検討することが必要であるという指摘があった。」

## ⑤：新たな裁判手続の濫用の防止（続き）

### これまでの主な意見

- 新たな裁判手続をつくるときに決定手続の取下げの要件をどうするかということについては、慎重に検討する必要がある。【垣内構成員・第3回】
- 決定手続の場合、既判力は発生しないものの、一度は開示請求を棄却されたにも関わらず無条件にもう一度開示請求をすることはできないという認識が民事訴訟学の分野では一般化していると思うが、その点についてはなお検討する必要がある。【垣内構成員・第3回】
- 新たな制度を検討するのであれば、発信者の手続保障について、悪用対策やスラップ訴訟対策といった運用レベルではなくて、法制度の中で確実にカバーできることが大前提である。【北澤構成員・第3回】
- 新たな裁判手続について決定手続で検討する場合、発信者が裁判に巻き込まれて応訴しても勝訴しそうなタイミングで同意なく取り下げられ、法的にはもう一度開示請求がされる立場のままという非常に不安定な地位になってしまうおそれがあるので、既判力が発生するのかという点については考慮すべき。【北澤構成員・第3回】
- 発信者情報開示制度の悪用については、匿名表現を脅かすというよりは、どんな制度であっても悪用する人達がいる、という一般論の問題だと思う。発信者情報開示制度の悪用、という場合には、まさに、発信者情報開示請求制度の問題なのか、制度の悪用一般の問題なのか分けて考えたほうがよい。【上沼構成員・第4回】
- 意見募集において制度の濫用による表現の萎縮を懸念する声が多い。今後の制度作りでは特に留意する必要がある。【若江構成員・第5回】
- 現行制度でも意見照会自体で表現の萎縮が発生している一方、意見照会というプロセスは必須だと思う。今までは請求者側の弁護士が節度を持って実務を行ってきた、性善説に基づいた制度だったと思うが、意見照会による表現の萎縮を濫用されないようにすることは、制度設計に当たって気をつけないといけない。非訟手続の場合、請求者側にとってノーリスクで請求できてしまうため、取下げや蒸し返しなどの濫用をどう防ぐのかは注意しなければならない。恐らく信義則等で対応ができるんだろうなと思うが、あくまで信義則は例外であり、制度としては蒸し返しを許すことになってしまう。【北澤構成員・第6回】
- 手続の濫用の防止に関して、手続上のアクセスが容易になることで濫用の可能性が増えるというのは、確かに抽象論としてはあり得るが、例外的な濫用の可能性を考え過ぎて、アクセス自体のハードルを上げるというのは賛成できない。仮に非訟事件にすると蒸し返しが可能であるという点に関しては、プロバイダから濫用的な申立てであるという旨の主張をしていただくことにならざるを得ないのではないか。意見照会が濫用的に使われているという問題については、現状であっても、必要がなければ意見照会は必ずしも行わなくてよいということになっているので、明らかに濫用的な申立てだと思えば、意見照会の必要はないため、そこまで気にしなくてもよいのではないか。【上沼構成員・第6回】
- 現在でも仮処分は訴訟ではないので、理論的には既判力によって再訴や再度の申立てが遮断されることにならないが、その上でどの程度蒸し返しがあるのかといった実情も勘案する必要がある。【垣内構成員・第6回】
- 濫用の問題については、現行制度で実際に問題が起きている以上、新たな制度論の中でもある程度注意しないとイケないと考えている。意見照会が萎縮になる問題については、今の逐条解説でも要件を満たさないときは意見照会しなくてもいいという記載があるが、この判断するのが非常に難しく、例えば仮に開示となった場合に、発信者からなぜ意見照会してくれなかったのかと言われた場合に、どういうリスクあるのかという問題があり、実務上難しい。【北澤構成員・第6回】
- 実際、現行の仮処分で蒸し返しがそれほど起きていないのは、ログの保存期間の問題により、蒸し返しても、時間が経つと情報が消えてしまっているため、あまり意味がないという実情があるためだと考えている。ただし、今後、新制度になると、最終的な開示の対象になるアクセスプロバイダが保有する契約者情報は、この手続が終わった瞬間にタイミングよく解約して情報が消えるというわけではないため、ある程度蒸し返しのメリットが出てきてしまうことを懸念している。【北澤構成員・第6回】
- ✓ 手続濫用の防止については、プロバイダにて実施する発信者情報の保有確認の手間を避けるという観点から、ログ保存前の段階にて適切な範囲を超えた要求をする手続きを防止するような仕組みとすることを要望する。【株式会社 NTTドコモ 意見募集】

## ⑥：海外事業者への対応

### 論点

- 新たな裁判手続に関しては、裁判所による命令とすることによって、決定の実効性を確保することが適当ではないか。
- 現行の仮処分によるCPへの開示手続と類似の簡易な方法による迅速な海外送達が可能な仕組みとすることが適当ではないか。

### 中間とりまとめにおける記述

「現在の主要なSNSはその多くが海外のコンテンツプロバイダによって提供されているサービスであることから、本中間とりまとめにおいて行っている発信者情報開示に関する制度設計の具体的な検討に当たっては、海外のプロバイダに対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠である。

「新たな裁判手続の仕組みの具体的な検討に当たっては、上記の観点も踏まえつつ、検討を進めることが適当である。」

## ⑥：海外事業者への対応

### これまでの主な意見

- 現在問題となっているSNSのほとんどは海外事業者のサービスであり、制度設計をするに当たっては、常に海外事業者に対してどうルールを適用・執行するかという視点が不可欠。【北澤構成員・第2回】
- 被害者を秘密にしたまま発信者情報の特定に資する情報を保全するという仕組みについては、海外事業者の協力をどのように得るかという課題があるが、海外事業者の協力が得られるようであれば、かなり実現性が高い方法ではないかと思う。【大谷構成員・第3回】
- 海外事業者への訴訟の送達の問題について、新たな裁判手続が決定手続であるとすれば、申立書の写しの送付といった訴状の送達よりは簡易な手続が想定されるので、現在の保全と似たような形での処理ができるのではないか。【垣内構成員・第3回】
- 海外事業者への対応に関して、第一段階が決定手続である限りは、決定手続における申立書の送付等について、送達ではない、より簡易な方法によるという可能性は訴訟の場合と違って残ると思うので、そういう面では実体法上の請求権を残すかどうかというのと、直ちには結びつかない。【垣内構成員・第6回】
- 海外事業者の送達の問題について、請求権を残す構成にすると、最終的な開示命令では送達が必要だが、ログの消去禁止の命令については、告知で済む形にしても問題がなく、ログ保存については迅速に問題が解決するのではないか。【若江構成員・第6回】
- 海外事業者への対応に関して、非訟手続にすることによって今よりも楽にはなるが、例えそうだとした場合、海外事業者が日本で日本向けにサービスを提供しているときに、海外事業者に対する請求にだけハードルを上げていいのかという問題が残るため、その点は引き続き議論の必要がある。【上沼構成員・第6回】
- 外国事業者への送達の迅速化を実現するために非訟手続をベースとしたアレンジを行うこととしているが、送達は送達として実施するとして、その前に送達を予告する情報の通知を裁判所が発信する仕組みなどを検討する余地はないか。【大谷構成員・第6回後意見】
- ✓ 海外のプロバイダに対する発信者情報開示請求においては、日本における仮処分や判決がより迅速に海外で実行されるような仕組みを導入いただくことを強く希望する。【株式会社KADOKAWA 意見募集】
- ✓ 海外事業者に対して発信者情報開示請求手続を行うために一般的に長い期間を要することは、翻訳の手間や、国際礼讓、司法管轄権の抵触の回避といった観点からして必然的にやむを得ず生じる現象であるため、当該事項のみを新しい裁判手続を導入する根拠にするのは不適切。そのため、新しい裁判手続の導入可否と、海外事業者に対する発信者情報開示請求手続は分けて議論されるべき。海外事業者に対する発信者情報開示請求手続に不必要な時間がかかっているかなどの具体的な立法事実の確認を踏まえつつ、新たな裁判手続によって海外事業者に対して発信者情報開示請求手続を実施し得ることとした場合、海外事業者に過度な負担を課すことにならないかという観点も留意しつつ、実効性のある方法を検討すべき。【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 意見募集】

## ⑦：裁判外開示

### 論点

- 現在は請求権構成に基づき裁判外での開示請求も可能であるところ、新たな裁判手続を創設するに当たって、裁判外開示を可能とする制度上の仕組みを維持すべきではないか。
- 実体法上の請求権に代えて非訟手続とする考え方と、請求権を残して非訟手続と訴訟手続を併存させる考え方を比較した場合、それぞれの利点・課題は何か。

### 中間とりまとめにおける記述

「被害者救済の迅速化のためには、前述 2. のとおり新たな裁判手続の創設について検討することに加え、権利侵害が明らかな場合には裁判外（任意）でプロバイダから発信者情報の開示がなされることが望ましく、裁判外（任意）での開示が円滑になされるようにするための方策を講じるべきであるという指摘がある。」

「発信者情報開示請求権という実体法上の請求権を廃止する場合には、裁判外（任意）での開示を引き続き可能とする観点から、何らかの規定を併せて設ける必要があると考えられる。」

### これまでの主な意見

#### <裁判外（任意）開示について>

- 「発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて」とあるが、任意開示の可能性を今以上に縮減するのは反対。逆に広げる方向で検討すべき。【丸橋構成員・第4回】
- 非訟手続になり、プロ責法4条1項がなくなると、任意開示がどうなるのか気になる。現状、なぜ任意開示しているかという点、法的な義務があるため、リスクを負って開示しているという側面がある。もしもプロ責法4条1項がなくなると、任意開示が法的な義務でなく請求者側からのお願いになるにもかかわらず誤開示のリスクは残るため、企業の合理的なリスク判断をすると、裁判外では開示を拒否し、裁判所の請求が来た段階で任意開示するか、争うか検討すればいいというような判断になると思う。もし4条1項をなくすとすると、今ある任意開示をどれだけ減らさないようにするのかという点に注意しないといけない。【北澤構成員・第6回】
- 任意開示について、開示したプロバイダが免責を受けられるかどうかという点が大きな問題。【北條構成員・第6回】
- ✓ 新たな裁判手続の創設にあたっては、裁判外開示の促進を前提とした制度設計や運用がなされるべき。非訟事件であっても裁判手続を経ることに変わりはなく、経済的負担という点で被害者のメリットは少ない。【株式会社KADOKAWA 意見募集】

## ⑦：裁判外開示

### これまでの主な意見

#### <非訟手続と訴訟手続の併存について>

- 新たな裁判手続を導入すること自体はよいが、実体法上の請求権をなくしてしまうと被害者側の権利性というのが弱くなってしまうため、新たな裁判手続と既存の裁判を選択的に選べるようにしたほうがよい。【清水構成員・第4回】
- 新たな裁判手続について、並存する制度を新設して選択的に選べるという方向性もあるのではないか。【北條構成員・第4回】
- 1つの方向としては、そもそも実体法上の請求権を廃止し、非訟手続等で判断される実体法上の請求権とは異なる手続上の義務に一本化することが考えられるという趣旨で記載をされているかと思う。ただし、既存の手続として、例えば、実体法上の閲覧請求権等が認められる場合に、訴訟上の文書提出義務を認めるという制度もあるところ、場合によっては非訟手続等で判断される義務と実体法上の請求権を併存させていくことは、論理的には全く有り得ないことではないため、任意開示の制度の裏づけをどのような形で考えるのかといった点を踏まえ、今後の検討が必要な論点である。【垣内構成員・第4回】
- 非訟手続とした場合、実体法上の権利がなくなると、裁判外での権利行使がどうなるのかというのは大きな問題だと思う。実体法上の請求権と構成した上で、非訟手続を第一義的な権利実現の場所として扱うような制度設計も視野に入れるべき。その場合、争いがある場合には、最終的には訴訟で解決ということを保証しないと、裁判を受ける権利との関係で問題が生じてしまうと思うが、逆に言えば、そこまで争いがあるものについては、手続保障を十分にするという考え方もあり得るのではないか。【前田構成員・第4回】
- 裁判所による命令の創設そのものについては、検討を進めていくべきだが、現在法律で認めている実体法上の請求権について、これを廃止するという点でよいのかどうかといった点については引き続き検討が必要。【垣内構成員・第6回】
- 非訟手続を導入する場合でも、実体法上の請求権は残した併存方式が望ましい。第1に、これまで被害者の権利として認められていたものが手続上都合がいいからというだけの理由でなくしてしまうことに違和感。第2に、任意開示の促進との関係でも、実体法上の請求権がなくなれば、プロバイダ側は開示しなくなると思う。第3に、請求権を残す構成にすれば、既判力がなくなるという問題も解決する可能性があるのではないか。仮に異議の訴えの訴訟に移行する手続を用意しておけば、異議の申立てを提起しないで、そのまま確定した場合というのは判決と同じ効力を発生させることもあり得ると聞いている。第4に、海外事業者への送達についても、請求権を残したとしても、ログの保存の段階では問題がないのではないか。【若江構成員・第6回】
- 実体法上の請求権をなくすということについて躊躇を感じる。仮に実体法上の請求権を残す場合、最終的にはどこかの形で訴訟手続を残さざるを得ないため、それをどのような形で保障するのかについては幾つかのパターン・方法があると思う。例えば、第一段階では決定手続で、その決定手続に対して異議の訴えを提起する余地を認めておくというような形で、訴訟手続を保障するというような組み合わせなどがある。【垣内構成員・第6回】
- 裁判外の開示という点に関して、実体法上の請求権を残すことがいいと思う。【清水構成員・第6回】
- 実体法上の請求権を残すと、裁判手続で開示請求を行う際に、削除の請求も一緒にできる余地が出てくると思う。新たな非訟手続で開示請求ができるとした場合でも、削除は別の手続でやらなければならない、任意に削除してくれない場合、別に裁判を起こしていく必要があり、二重の手続になる可能性があるため、請求権を残しておけば、この点も解消できる余地がある。【清水構成員・第6回】
- 実体法上の権利として残すかどうかについて、権利としたこと自体がもともと便宜上のものと思うため、権利であること自体が所与の前提でもないのではないか。【上沼構成員・第6回】
- どのような制度設計を行うかによるが、「新たな裁判手続の創設」と実体法上の発信者情報開示請求権の廃止とは必ずしも論理必然の関係にはない。例えば、「新たな裁判手続の創設」によって「通信ログの早期保全」を達成しつつ、発信者情報開示請求そのものは訴訟手続等によることも可能。「新たな裁判手続の創設」の制度設計に関する議論と並行して、実体法上の発信者情報開示請求権を廃止する十分な理由があるかを検討すべき。【栗田構成員・第6回後意見】